

**増値税法の施行開始—中国ビジネス関係者が抑えるべきポイント—**

2026年1月1日より、中華人民共和国増値税法及び中華人民共和国増値税法実施条例が施行されました。これにより1993年公布の中華人民共和国増値税暫行条例及び中華人民共和国増値税暫行条例実施細則が廃止され、増値税は条例から法律へ格上げされました。

増値税は中国税収の約4割を占める最大税目であり、中国で事業を行う企業にとって非常に重要な税目です。本ニュースレターでは増値税法及び増値税法実施条例の2つの規定の公布に伴う主な変更点をご案内いたします。

**(1) 課税対象者**

課税対象者の特定として、旧暫定条例では、「加工・修理・補修役務」、「サービス」を行う組織または個人という記載がありましたが、増値税法では、「サービス」を行う組織または個人へ変更しています。

**(2) 課税対象行為**

増値税法では課税対象者と課税対象行為は条文を分けて明記しています。また、増値税法第4条では、課税対象のサービスまたは無形資産の販売とは、サービスまたは無形資産が「中国国内で消費される」と定義しています。

そして、増値税法実施条例第4条では、「サービス、無形資産が中国国内で消費される」状況を定義しています。中国国外の組織・個人から中国国内の組織・個人へのサービス、無形資産の提供であっても、完全に中国国外で消費する場合は課税対象外となります。

**(3) みなし課税取引**

増値税法では、みなし課税取引について無償の物品・無形資産・不動産の譲渡なども課税対象となることを明記しましたが、従来に関連規定に基づく代理販売や県・市を跨ぐ販売用物品の運送、対外投資、株主への分配、サービスの無償提供は記載していません。

**(4) 非課税対象取引**

従業員への給与及び預金利息等、増値税法では非課税取引を明記しています。

**(5) 課税対象行為毎の税率**

旧暫定条例では、最高税率の課税対象行為に「役務」がありましたが、増値税法では、「加工修理補修サービス」に変更となっています。

税率は13%・9%・6%に加えて、ゼロ税率があり、2026年1月1日以降、変更はありません。

物の販売、物の輸入、加工修理補修サービス、有形資産のリースは13%、交通運輸・郵政・基礎電信・建築・不動産のリースの各サービス、不動産の販売、土地使用権の販売、低税率を適用する物の販売は9%、無形資産の販売、大半のサービスは6%、輸出はゼロ税率となります。

また、増値税法上では、増値税小規模納税者の簡易税額計算方法は3%に統一されます。

**(6) 混合販売について主要業務に応じて適用税率を確定**

増値税法では、納税者の1課税取引が複数の税率・徴収率に関連する場合、主な業務に応じた税率・徴収率を適用すると定めています。

**(7) 源泉徴収義務者**

中国国外の組織または個人が中国国内で課税対象行為を行う際、旧暫定条例では中国国内に経営機構がない場合、中国国内の代理人が源泉徴収義務者となることが優先となっていました。増値税法では、原則として購入者が源泉徴収義務者と定義し、源泉徴収義務者の判断を簡素化しています。



## (8) 増値税の還付申請

輸出企業やクロスボーダー取引を行う企業は以前から増値税の免除・控除・還付を享受できていましたが、それ以外の企業の増値税還付申請については 2019 年から試行されてきました。増値税法では、還付申請を行えることを明記しています。

## (9) 控除対象外仕入税額

増値税法では、「購入してかつ直接消費する」飲食サービス、住民の日常サービス及び娯楽サービスに対応する仕入増値税額を控除してはならないと明記しています。

## (10) 納税義務の発生時間

増値税法実施条例では、物の販売に際する納税義務の定めがより具体的になっています。増値税法では、販売代金の受領日または販売代金の請求証憑の取得日、先に発票を発行した場合は発票の発行日に納税義務が発生すると定め、増値税法実施条例では、販売代金の請求証憑の取得日とは、書面上の契約により確定している支払日であり、書面上で契約を締結していない場合または書面上の契約では支払日が確定していない場合は課税取引の完了日、即ち商品の売買では商品の提供の完了日と定めています。

## (11) 納付期限

増値税法では、増値税の税金計算期間を 10 日、15 日、1 ヶ月または 1 四半期とし、具体的な税金計算期間は管轄税務機関が納税者の納付税額の大小により区分して確定すると定めています。経常的ではなく発生する課税取引の納税者は都度納税します。また、物の輸入時の申告及び納付期限は税関規定の期限に従う形に変更となりました。増値税法実施条例では、小規模納税者及び一般納税者である銀行、金融会社、信託会社、信用協同組合の増値税の税金計算期間は 1 四半期と定めています。

## (12) 小規模納税者の課税開始基準

自然人を含む増値税小規模納税者に適用する課税開始の基準となる金額は、その都度申告者は 1 回または 1 日あたり売上高 1,000 元であり、従来の 500 元の 2 倍に引き上がりました。

## (13) 税関から税務当局への情報提供

税関から税務機関への情報提供義務を明記しました。企業が税務調査を受けた際、税務当局への申告内容と税関への申告内容に相違があることを指摘されるケースが見受けられますが、引続き双方の申告内容が一致するよう留意が必要となります。

## (14) 電子発票

増値税法では、電子発票は紙ベースの発票と同等の法律の効力を持つことを明記しました。現在の中国では発票の積極的な電子化を推進しています。

## (15) 税務当局と各管轄機関の連携

税務当局とその他の各管轄機関の連携を明記しました。企業は改めて各政府機関が横で繋がっていることを認識の上、ビジネスを行い、税務申告及び納税する必要があります。

今回の増値税法は制度の大転換ではなく、税率や計算方法は大きく変わっていませんが、制度を明確化することで、税政の安定化・徴収管理の強化を目的としています。越境取引の厳格化も進んでおり、該当取引のある企業はより一層の注意が必要です。また、みなし課税取引や交際費等の控除管理などは多くの企業に関連しますので、これを機に自社の税務管理体制を見直すことをお勧めします。



# FCG 中華圏 ニュースレター

FAIR CONSULTING  
GROUP

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号楼龍輝大廈12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 大浦 (OURA) <a href="mailto:da.oura@faircongrp.com">da.oura@faircongrp.com</a>	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路135号融盛商務中心1号2113室 2122单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋 (TAKAHASHI) <a href="mailto:mi.takahashi@faircongrp.com">mi.takahashi@faircongrp.com</a>
上海總公司 上海市黃浦區茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>	成都分公司 四川省成都市成華區双慶路10号華潤大廈32層3243室 電話: +86-28-6115-7211 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>
広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道68号環球都会広場1710B室 電話: +86-20-8559-9936 担当: 町田 (MACHIDA) 米国公認会計士 <a href="mailto:te.machida@faircongrp.com">te.machida@faircongrp.com</a>	深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大廈A座610室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 米田 (YONEDA) <a href="mailto:ka.yoneda@faircongrp.com">ka.yoneda@faircongrp.com</a>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。